

# 山梨県公報

第二千七百七十四号

平成三十年

三月十二日

月 曜 日

## 目次

### 告示

- 救急病院等の申出の撤回の届出……………八一
- 救急病院等の認定……………八一
- 保安林の指定の予定……………八一
- 保安林の指定施業要件の変更の予定……………八二
- 家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施……………八二
- 建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者の一部改正……………八五
- 収入証紙売りさばき人からの廃止の届出……………八五
- 収入証紙売りさばき人の指定……………八五
- 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件)……………八五
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(二件)……………八六
- 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………八七
- 県営土地改良事業の工事の完了……………八七
- 平成三十年二級建築士試験の実施……………八七
- 平成三十年木造建築士試験の実施……………八八

## 告示

### 山梨県告示第六十三号

次に掲げる病院に係る救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による申出は、撤回された。

平成三十年三月十二日

山梨県知事

後 藤

斎

一 救急病院の名称及び所在地

二 撤回年月日 平成三十年三月四日

名称	所在地
医療法人恵信葦崎会恵信葦崎相互病院	葦崎市本町二丁目十六番二号

### 山梨県告示第六十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成三十年三月十二日

山梨県知事

後 藤

斎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
医療法人恵信葦崎会恵信葦崎相互病院	葦崎市一ツ谷千八百六十五番一

二 認定期限 平成三十三年三月三日

### 山梨県告示第六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年三月十二日

山梨県知事

後 藤

斎

一 保安林の所在場所 葦崎市清哲町折居字鳥屋一〇九七

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鳥屋一〇九七(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び  
 斐崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第六十六号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよ  
 うに保安林の指定施業要件を変更する予定である。  
 平成三十年三月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 富士吉田市(次の図に示す部分に  
 限る。)
- 二 保安林として指定された目的 水害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係  
 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び  
 富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第六十七号**

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、  
 次のとおり家畜の検査を実施する。  
 平成三十年三月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
-------	--------	-------------------------	-------	-------

牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため  
 富士河口湖町の区域  
 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間  
 一 ブルセラ病検査  
 1 凝集反応検査(急速凝集反応法)  
 2 酵素免疫測定法による検査  
 3 その他必要な検査  
 二 結核病検査  
 1 ツベルクリン検査  
 2 その他必要な検査

富士河口湖町の区域を除く  
 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間  
 一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの  
 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの  
 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの  
 三 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している雄牛  
 4 県外から導入された牛で飼育している区域又は家畜が死亡した区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの

富士河口湖町の区域を除く  
 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間  
 一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの  
 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの  
 二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの  
 三 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している雄牛  
 4 県外から導入された牛で飼育している区域又は家畜が死亡した区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの

	牛のヨーネ病の発生予防のため
甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市及び中央市並びに南巨摩郡及び中巨摩郡の区域	
<p>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛</p> <p>3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛</p> <p>4 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p> <p>二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの</p> <p>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛</p> <p>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛</p> <p>3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛</p> <p>4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛</p> <p>5 県外から導入された牛</p>
同	
	<p>一 予備的抗体検出法による検査</p> <p>二 リアルタイムPCR法による検査</p> <p>三 ヨーニン検査</p> <p>四 その他必要な検査</p>
富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、笛吹市、上野原市及び甲州市並びに西八代郡、南都留郡、北都留郡及び北杜市の区域	
<p>二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの</p> <p>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p> <p>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛</p> <p>3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛</p> <p>4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p> <p>5 県外から導入された牛</p>

<p>牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向の把握のため</p>	<p>県内全域</p>	<p>実施区域内で飼育している未越夏牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの</p>	<p>同</p>	<p>一 酵素免疫測定法 二 ウエスタンブロット法による検査 三 免疫組織化学的検査</p>
<p>アカバネ病、チュウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため</p>	<p>北杜市（高根町の区域に限る。）</p>	<p>実施区域内で飼育している生後百八十日以上馬で家畜伝染病予防法第十三条第一項の届出をしている馬及び家畜防疫員が疾病その他の特別な事由により検査を受けるこ</p>	<p>同</p>	<p>一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査</p>
<p>豚コレラの発生予察のため</p>	<p>県内全域</p>	<p>実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p>	<p>北杜市、高根町の区域を除く 県内全域</p>	<p>とが困難と認めた馬以外の馬</p>
<p>家きんサルモネラ感染症の発生予防のため</p>	<p>県内全域</p>	<p>実施区域内で飼育している種鶏</p>	<p>同</p>	<p>凝集反応検査（急速凝集反応法）</p>
<p>高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため</p>	<p>県内全域</p>	<p>実施区域内で飼育している家きん（鶏、あひる、うずら、きし、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥）で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの</p>	<p>同</p>	<p>一 酵素免疫測定法 二 寒天ゲル内沈降反応検査 三 ウイルス学的検査 四 その他必要な検査</p>

腐蝕病の発 生予防のた め	県内全 域	実施区域内で反復利用 可能な蜂房を利用して飼 育している蜜蜂	同	一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査
---------------------	----------	--------------------------------------	---	-----------------------------------

**山梨県告示第六十八号**

建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者（平成二十一年山梨県告示第五十一号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十年三月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

（一中「卒業した」の下に「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十七条の二第一項の規定による専門職大学の前期課程にあつては、修了した」を加え、一の表中「昭和二十二年法律第二十六号」を削り、同表備考中「昭和三十一年文部省令第二十八号」の下に「又は専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）」を、「昭和五十年文部省令第二十一号」の下に「又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）」を加える。

**山梨県告示第六十九号**

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙売りさばき人から廃止の届出があつた。

平成三十年三月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

売りさばき場所 甲府市丸の内二丁目十四番十三号 ダイヤビル六階	住所 甲府市丸の内二丁目十四番十三号 ダイヤビル六階	氏名 一般社団法人 全国旅行業協 会山梨県支部 支部長 菅 沼 稔	廃止年月日 平成三十年三月七日
---------------------------------------	----------------------------------	--	--------------------

**山梨県告示第七十号**

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により、山梨県収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成三十年三月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

売りさばき場所 甲府市丸の内二丁目十四番十三号 ダイヤビル六階	住所 甲府市丸の内二丁目十四番十三号 ダイヤビル六階	氏名 一般社団法人 山梨県旅行業 協会 会長 大久保俊雄	指定年月日 平成三十年三月八日
---------------------------------------	----------------------------------	--	--------------------

**公 告**

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年三月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所 北杜市小淵沢町字中加倉九二八七の二（次の図に示す部分に限る。）	通知の相手方 山田重藏
---	----------------

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年二月八日山梨県告示第三十一号

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士河口湖町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年三月十二日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡富士河口湖町河口字木荒山二四五五の三	松井安夫
南都留郡富士河口湖町河口字建石二三八一の二（次の図に示す部分に限る。）	株式会社ほうぜい
南都留郡富士河口湖町河口字木荒山二四五五の二、二四五五の二、二四五八の二	駒井宏樹
南都留郡富士河口湖町河口字木荒山二四五五の八、二四五八の六	石田光

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年二月十五日山梨県告示第三十号

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年三月十二日

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

山梨県知事 後 藤 齋

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール甲府昭和  
山梨県中巨摩郡昭和町飯喰字神明千五百五番地九外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地 一 外七十六者	イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地 一 外百十四者

3 変更の年月日 平成二十九年十一月二十日外

三 届出年月日 平成三十年二月十五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年七月十二日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年三月十二日

山梨県知事 後 藤 斎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二

山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オギノ伊勢ショッピングセンター

山梨県甲府市幸町二十八番二十四号外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外二者	変更後	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者
-----	--	-----	--

3 変更の年月日 平成三十年二月十日

三 届出年月日 平成三十年二月十五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年七月十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が

山梨県公報 第二千七百七十四号 平成三十年三月十二日

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年三月十二日

山梨県知事 後 藤 斎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

河口湖ショッピングセンター株式会社 代表取締役 中村明智 外一名

山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地 外一者

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

河口湖ショッピングセンター

山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地外

2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	河口湖商業開発株式会社 代表取締役 中村明智 外二名 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地 外一者	変更後	河口湖商業開発株式会社 代表取締役 中村明智 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地 外一者
-----	---	-----	---

3 変更の年月日 平成二十九年十一月二十二日

三 届出年月日 平成三十年二月二十一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年七月十二日まで

● 県営土地改良事業の工事の完了

県営土地改良事業（玉宮地区畑地帯総合整備事業）の工事は、平成二十九年七月十八日をもって完了した。

平成三十年三月十二日

山梨県知事 後 藤 斎

● 平成三十年二級建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成三十年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成三十年三月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 試験日時

1 学科の試験 平成三十年七月一日（日）午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験 平成三十年九月九日（日）午前十一時から午後四時まで

二 試験場所 甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験申込み手続

1 郵送による受験申込み

(一) 郵送による受験の申込みは、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができる。

(1) 過去に二級建築士試験を受験したことがある者のうち、当該二級建築士試験の受験票又は可否の通知書を提出できる者

(2) 勤務地、居住地等が離島等であることその他やむを得ない事情により直接申込みができない場合で、勤務先の証明書、住民票等を提出できる者

(二) 受験申込み受付期間 平成三十年四月二日（月）から同月十六日（月）まで

(三) 受験申込み方法 (四)の提出先に受験申込書その他別に案内する書類を簡易書留により郵送すること（平成三十年四月十六日までの消印のあるものに限る。）

(四) 受験申込書の請求先及び提出先 郵便番号一〇二一〇〇九四東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）本部

2 インターネットによる受験申込み

(一) インターネットによる受験の申込みは、平成十六年以降に二級建築士試験の受験を申し込んだことのある者のうち、受験の申込みに必要な個人情報を使用についてあらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(二) 受験申込み受付期間 平成三十年四月九日（月）午前十時から同月十六日（月）午後四時まで

(三) 受験申込み方法 センターのホームページ（<http://www.jaic.or.jp/>）において必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所への持参による受験申込み

(一) 過去に二級建築士試験を受験したことがない者又は1若しくは2に掲げる方法

による受験の申込みができない者は、受験申込書(三)の提出先に受験者本人が持参する方法により受験申込みを行うこと。

(二) 受験申込み受付期間 平成三十年四月十九日（木）から同月二十三日（月）までの毎日午前十時から午後五時まで

(三) 受験申込書の請求先及び提出先 郵便番号四〇〇一〇〇三一甲府市丸の内二丁目十四番十九号山梨県建設業協同組合会館一階一般社団法人山梨県建築士会

四 合格者の発表 平成三十年十二月六日（木）（学科の試験については、同年八月二十一日（火））

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成三十年六月六日（水）頃からセンターのホームページ（<http://www.jaic.or.jp/>）において公表する。

2 詳細については、センター（電話〇三―六二六一―三三三〇）に問い合わせると。

● 平成三十年木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成三十年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成三十年三月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 試験日時

1 学科の試験 平成三十年七月二十二日（日）午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験 平成三十年十月十四日（日）午前十一時から午後四時まで

三 受験申込み手続

1 郵送による受験申込み

(一) 郵送による受験の申込みは、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができる。

(1) 過去に木造建築士試験を受験したことがある者のうち、当該木造建築士試験の受験票又は可否の通知書を提出できる者

(2) 勤務地、居住地等が離島等であることその他やむを得ない事情により直接申込みができない場合で、勤務先の証明書、住民票等を提出できる者

(二) 受験申込み受付期間 平成三十年四月二日（月）から同月十六日（月）まで

- (三) 受験申込み方法 (四)の提出先に受験申込書その他別に案内する書類を簡易書留により郵送すること(平成三十年四月十六日までの消印のあるものに限る。)
  - (四) 受験申込書の請求先及び提出先 郵便番号一〇二一〇〇九四東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)本部
- 2 インターネットによる受験申込み
- (一) インターネットによる受験の申込みは、平成十六年以降に木造建築士試験の受験を申し込んだことのある者のうち、受験の申込みに必要な個人情報の使用についてあらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
  - (二) 受験申込み受付期間 平成三十年四月九日(月) 午前十時から同月十六日(月) 午後四時まで
  - (三) 受験申込み方法 センターのホームページ (<http://www.jaenic.or.jp/>) において必要な事項を入力し、申し込むこと。
- 3 受付場所への持参による受験申込み
- (一) 過去に木造建築士試験を受験したことがない者又は1若しくは2に掲げる方法による受験の申込みができない者は、受験申込書を(三)の提出先に受験者本人が持参する方法により受験申込みを行うこと。
  - (二) 受験申込み受付期間 平成三十年四月十九日(木) から同月二十三日(月)までの毎日午前十時から午後五時まで
  - (三) 受験申込書の請求先及び提出先 郵便番号四〇〇一〇〇三一甲府市丸の内一丁目十四番十九号山梨県建設業協同組合会館一階一般社団法人山梨県建築士会
- 四 合格者の発表及び可否等の通知 平成三十年十二月六日(木)(学科の試験については、同年九月四日(火))
- 五 その他
- 1 設計製図の試験の課題は、平成三十年六月六日(水)頃からセンターのホームページ (<http://www.jaenic.or.jp/>) において公表する。
  - 2 詳細については、センター(電話〇三―六二六一―三三三―一〇)に問い合わせると。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番